

コロナに負けるな！ さんだエール基金

～あなたの想いを三田の元気に～

新型コロナウイルス感染症が地域社会に大きな影響を与えました。市では、今後の感染症に対応した社会づくりへの取り組みや、地域産業と市民生活への幅広い支援が長期化すると考え、財源となる新たな基金を創設しました。この基金は、公的な財源だけでなく市民の皆さんからのエール(応援)の気持ち(寄附)も募集します。

なお、寄附は「『新型コロナウイルスに負けるな!』ふるさと納税で応援プロジェクト」で受け付け、基金に積み立てます。

国民年金保険料の 免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の免除・猶予制度があります。未納の場合、老齢・障害基礎年金の受給に影響するため、必要な人は手続きをお忘れなく。

【免除制度】

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、翌年の6月まで納付が全額または一部免除されます。※全額免除以外の承認を受けた人は必ず一部保険料を納付してください(未納と同じになります)。

【納付猶予制度】

50歳未満で、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、翌年の6月まで納付が猶予されます。※猶予期間は老齢基礎年金などを受給するために必要な期間として反映されますが、受給額には反映されません。※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除などについても、7月以降に改めて申請が必要です。

【追納】

免除・猶予を受けた期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

寄附の方法＝①ふるさと納税専用サイト「ふるさとチョイス」の三田市のページ(寄附の受付は2,000円以上)②専用申込書(市ホームページからダウンロード可または希望者には郵送可)※市民の人は「お礼の品不要の寄附をする」を選択してください



ふるさと納税で応援プロジェクトの状況＝寄附83件・2,013,000円(6月20日時点)※基金の活用結果は随時お知らせします

問い合わせ＝

基金に関すること：財政課(559-5018 FAX 563-1366)
寄附に関すること：まちのブランド観光課(559-5065 FAX 559-5024)

【継続申請】

全額免除・納付猶予は継続申請ができます。申請時に継続申請希望を選択し、全額免除・納付猶予が承認された人は翌年度以降も継続して自動的に審査され、毎年度の申請書の提出が省略されます。※全額免除・納付猶予以外の承認を受けた場合や失業・震災などを理由に承認された場合は、継続申請は無効となりますので、翌年度も改めて申請が必要です。

申請に必要なもの＝①年金手帳または納付書②認め印③本人・配偶者・世帯主のうち平成30年12月31日以降に離職した人は、離職票または雇用保険受給資格者証(公務員だった人は退職辞令)の他、離職の事実と離職年月日が確認できる公的機関の証明書など

申請・問い合わせ＝7月1日から受付開始。市民課証明登録係国民年金担当(559-5067 FAX 560-2101)

【過去に免除などの申請の出し忘れはありませんか?】

免除・納付猶予や学生納付特例申請は、申請日から過去2年1カ月分まで申し込みができます。

問い合わせ＝西宮年金事務所国民年金課(0798-33-2944)

市国民健康保険の被保険者・ 後期高齢者医療制度の加入者 「人間ドック」受診費用を助成

対象＝下記の条件を全て満たす人は、市内・市外の医療機関を問わず助成対象となります(1)国民健康保険(国保)の加入者

①4月1日から受診日まで市国民健康保険の資格がある人 ②2年度中に40歳以上になる人 ③国民健康保険税に滞納がない世帯に属する人 ④国民健康保険特定健診(特定健診)を受診していない人

(2)後期高齢者医療制度(後期)の加入者

①市に住居登録があり受診日まで後期の資格がある人 ②保険料に滞納がない人 ③後期高齢者基本健診(基本健診)・特定健診を受診していない人 ④2年度に国保の「人間ドック受診費用助成」を受けていない人

(1)(2)共通事項＝検査項目が特定健診(基本健診)の基本項目を満たすこと

※受診時に医療保険適用となった場合や特定健診(基本健診)の基本項目に関わる費用が領収書の費用に含まれていないときは助成不可

助成金額＝受診費用の自己負担額の2分の1 ※上限2万円(100円未満切り捨て)

※三田市以外から助成を受けた場合は助成を受けた額を除いた自己負担額が対象 ※年度内に1回のみ助成

申請について＝①市内医療機関「市民病院・あおぞらクリニック・いまだ内科クリニック・平島病院」で受診する場合は、直接病院へ予約した後に国保医療課窓口で申請すると、助成金控除後の額で精算できる助成券を交付します ②申請時に問診票の記入が必要です ③助成を受けるには全ての受診結果の提供が必要です

申請期限＝受診後に申請する場合は3年9月30日まで

申請・問い合わせ＝国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)※新型コロナウイルス感染症予防のため、医療機関によっては受診が難しい場合があります。詳しくは各医療機関へお問い合わせください。

一般相談

7月 ※相談無料 ※祝日を除く

相談名	相談日	時間	連絡先・内容等	場所
キャリアカウンセリング	水	13:00～17:00	さんだ若者サポートステーションによる49歳以下の就労相談 予約制 565-9300	
消費生活相談	月～金と第2・4土	10:00～17:00	三田市消費生活センター 559-5059 FAX 563-8001	
法律相談	水と第3土	13:30～16:00	予約制・行政サービス担当 559-5175 (前週同曜日 10時から受付・先着順)	
男性のための電話相談	第4木	18:00～20:00	男性が抱える様々な悩み相談 080-8309-6559	
女性のための相談	月～金と第2・4土	10:00～17:30	予約制、電話相談可 男女共同参画担当 563-8000	まちづくり協働センター(キッピーモール6階)
行政相談	第2木	10:00～12:30	国の行政活動全般への苦情、要望など(行政相談委員) 559-5175	
出張年金相談	16日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	西宮年金事務所による出張相談 予約制 西宮年金事務所 0798-33-2944	
社労士年金相談	偶数月第3火	13:00～16:00	社会保険労務士による相談 ※面談のみ 市民課年金担当 559-5067	
税務相談	第3木	13:00～16:00	税理士による相談、予約制 税務課 559-5053	
不動産相談	16日(木)	13:00～16:00	宅建協会 三田・丹波支部による相談 受付 15時まで 都市再生課 559-5128	
人権相談	30日(木)	13:00～16:00	相談員は人権擁護委員 人権推進課 559-5148	人権推進課 市役所本庁舎1階
	月～金	9:00～17:00	人権に関する相談電話(窓口も可)性的マイノリティ特設電話 559-5062 FAX 562-1294	
雇用・生活支援相談	月～金	9:00～17:30	産業政策課 559-5085	市役所本庁舎5階
農地相談	第2火	13:30～16:00	農業委員会事務局 559-5178	市役所本庁舎5階
夜間納税相談	27日(月)	17:30～20:00	市税・国民健康保険税の納付相談 収納対策課 559-5043	市役所本庁舎2階
建築無料相談	17日(金)	13:30～17:00	建築士事務所協会による住宅改修相談 審査指導課 559-5119 ※予約優先	市役所本庁舎1階ロビー
水洗化相談	月～金	9:00～17:30	下水道課 559-5122	市役所3号庁舎2階
家庭児童相談	月～金	9:00～17:00	子どもに関する様々な相談 559-5076	市役所本庁舎2階 子ども家庭課
ひとり親相談	月～金	9:00～17:00	ひとり親家庭(離婚など) 電話相談可 559-5072	
保育所等利用相談	月～金	9:00～17:30	保育所等利用に関する相談 559-5073	市役所本庁舎2階 保育振興課
子育て相談	火～日	9:30～17:30	相談電話 562-8421 ※来館相談可	多世代交流館
青少年相談	月～金	9:00～17:00	相談電話 563-1110	市役所本庁舎2階 青少年育成センター

相談名	相談日	時間	連絡先・内容等	場所
配偶者暴力相談	月～金と第2・4土	10:00～17:30	相談専用電話 563-7830	配偶者暴力相談支援センター
子ども発達相談	月～金	9:00～17:15	さんだ子ども発達支援センター 568-1626 FAX 560-7133	子ども発達支援センター(井ノ草808)
補聴器相談	第2・4水	10:00～12:00	認定補聴器専門店に相談 559-5700 FAX 559-5704	
障害者相談(身体・知的・精神など)	月～金	9:00～17:30	生活・就業・差別に関する相談 障害者総合相談窓口「きいてネット」 559-5205 FAX 559-5214	総合福祉保健センター
障害者虐待相談	月～金	9:00～17:30	虐待相談専用電話 559-5100 FAX 559-5214	
生活困窮者自立支援相談	月～金	9:00～17:30	権利擁護・成年後見支援センター 自立した生活への相談支援 550-9004	
権利擁護専門相談	第1・3木	13:15～16:00	弁護士、司法書士等による相談 予約制 550-9004(各45分)	
もの忘れ相談	第1・3木	①14:00～②14:40～③15:20～	三田市地域包括支援センター 予約制 559-5941(各30分)	
特別支援教育電話相談	月～金	9:00～17:00	教育支援課(特別支援教育サポートセンター)相談受付電話 569-7315 FAX 559-6400	市役所南分館5階 相談室
特別支援教育面接相談	月～金	9:00～17:00	または在籍学校園所を通じて申し込み	
外部専門員相談	火・金	14:00～17:00		
療法師相談	水	16:00～16:45		ひまわり特別支援学校 小学部または中高等部
ひまわり教育相談	水	14:45～16:35	在籍学校園所を通じて申し込み	ひまわり特別支援学校 中高等部

◆障害者相談員

障害児	山口 和子	569-0877	聴覚	福井 月江	F 569-0544
知的	市川 修子	562-0738	精神	山本 勝利	予約制(障害福祉課) 559-5075 F 562-1294

◆宝塚健康福祉事務所(宝塚市東洋町2-5) 0797-72-0054(代)

相談・検査名	実施日	受付時間	備考	電話番号
水質検査	月・火	9:00～11:45	詳しくは電話で	0797-72-0054
糞便検査	※20日(月)・21日(火)は中止		赤痢、腸チフス、パラチフス、O157などの検査 事前に専用容器を取りにお越しください。	
HIV・梅毒・肝炎ウイルス検査	2日(木) 16日(木)	9:20～10:10	相談と検査(原則無料、匿名)、HIV検査、B型・C型肝炎ウイルス検査・梅毒	0797-62-7304
専門栄養相談	14日(火)	10:00～11:30	無料・生活習慣病の食生活や栄養表示などについて、管理栄養士が応じます。	
こころのケア相談	9日(木) 21日(火)	13:30～15:00 14:30～15:30	無料・こころの病気や不安、ひきこもり、思春期の悩み、アルコール問題、認知症などの相談	0797-62-7307